○国土交通省令第四十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公文書監理・情報公開室並びに企画官、企画調整官、地方企画調整官及び総務調整官） **第六条**　総務課に、公文書監理・情報公開室並びに企画官十三人、企画調整官十人、地方企画調整官一人及び総務調整官二人を置く。 2～7　（略） （建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、技術革新企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官） **第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、技術革新企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。 2～10　（略） 11　技術革新企画官は、命を受けて、技術調査課の所掌事務に関する技術革新の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 12～17　（略） （サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＡＩ活用推進企画官、ＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端ＩＴ企画調整官及び統計企画官） **第二十九条**　情報政策課に、サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＡＩ活用推進企画官、ＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端ＩＴ企画調整官及び統計企画官それぞれ一人を置く。 2～7　（略） 8　ＡＩ活用推進企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する人工知能関連技術その他のデジタル技術の活用の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 9～13　（略） （海外高速鉄道プロジェクト推進室及び国際協力政策調整官） **第八十三条**　国際課に、海外高速鉄道プロジェクト推進室及び国際協力政策調整官一人を置く。 2　海外高速鉄道プロジェクト推進室は、鉄道局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクト（高速鉄道に関するものに限る。）に係る我が国事業者の事業活動の推進に係るもののうち、当該プロジェクトの実施に関する事務をつかさどる。 3　海外高速鉄道プロジェクト推進室に、室長を置く。 4　（略）	（公文書監理・情報公開室並びに企画官、企画調整官、地方企画調整官及び総務調整官） **第六条**　総務課に、公文書監理・情報公開室並びに企画官十四人、企画調整官十一人、地方企画調整官一人及び総務調整官二人を置く。 2～7　（略） （建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官） **第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。 2～10　（略） （新設） 11～16　（略） （サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端ＩＴ企画調整官及び統計企画官） **第二十九条**　情報政策課に、サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端ＩＴ企画調整官及び統計企画官それぞれ一人を置く。 2～7　（略） （新設） 8～12　（略） （国際協力政策調整官） **第八十三条**　国際課に、国際協力政策調整官一人を置く。 （新設） 2　（略）